

意見公募手続を実施しないで規則等を定めた案件一覧

静岡市行政手続条例第37条第4項各号のいずれかに該当することを理由として、意見公募手続を実施しないで規則等を定めたものです。

【平成27年度】

| No. | 規則等の題名 | 担当課 | 適用除外規定 | 理由 | 公布日等 |
|-----|---|-------|------------------------|---|-----------|
| 1 | 静岡市教育委員会の規則で定める申請書等の様式における提出先の表記等の特例に関する規則の一部改正 | 教育総務課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当 | 市立幼稚園が市立こども園に移行するため、静岡市立こども園条例(平成26年条例第106号)の制定に伴って、静岡市立学校設置条例(平成15年静岡市条例第264号)中から幼稚園に係る規定を削る一部改正を行った。今回の改正は、静岡市立学校設置条例の一部改正に伴い、当然必要な規定の整理を行うものであるため。 | 平成27年4月2日 |
| 2 | 静岡市立幼稚園園則を廃止する規則 | 教育総務課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第6号に該当 | 市立幼稚園が市立こども園に移行するため、静岡市立こども園条例(平成26年条例第106号)の制定に伴って、静岡市立学校設置条例(平成15年静岡市条例第264号)中から幼稚園に係る規定を削る一部改正を行った。今回の廃止は、静岡市立学校設置条例の一部改正に伴い、当然必要な規定の整理を行うものであるため。 | 平成27年4月2日 |
| 3 | 静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則を廃止する規則 | 教育総務課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第6号に該当 | 市立幼稚園が市立こども園に移行するため、静岡市立こども園条例(平成26年条例第106号)の制定に伴って、静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例(平成15年静岡市条例第338号)を廃止した。今回の廃止は、静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の廃止に伴い、当然必要な規定の整理を行うものであるため。 | 平成27年4月2日 |
| 4 | 静岡市立幼稚園管理規則の廃止 | 教育総務課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第6号に該当 | 市立幼稚園が市立こども園に移行するため、静岡市立こども園条例(平成26年条例第106号)の制定に伴って、静岡市立学校設置条例(平成15年静岡市条例第264号)中から幼稚園に係る規定を削る一部改正を行った。今回の廃止は、静岡市立学校設置条例の一部改正に伴い、当然必要な規定の整理を行うものであるため。 | 平成27年4月2日 |
| 5 | 静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則 | 教育総務課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第6号に該当 | 静岡市少年自然の家条例の改正に伴い、当然必要とされる規定の整理によるため。 | 平成27年4月3日 |
| 6 | 清水市みどり条例施行規則を廃止する規則 | 緑地政策課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第6号に該当 | 清水市みどり条例の廃止に伴い、清水市みどり条例施行規則の廃止が当然必要とされるため。 | 平成27年4月7日 |
| 7 | 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間の一部改正又は廃止 | 教育総務課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第6号に該当 | 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間の⑦から⑩は、静岡市体育館条例静岡市体育館条例の改正による規定の削除に伴い、当然必要とされる基準の廃止によるため。 | 平成27年4月8日 |
| 8 | 不利益処分の処分基準の一部改正 | 教育総務課 | 静岡市行政手続第37条第4項第7号に該当 | 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間の①から③、⑤から⑥及び不利益処分の①は、静岡市少年自然の家条例の改正に伴い、当然必要とされる基準の整理によるため。また、申請に対する処分の審査基準・標準処理期間の④は学校教育法改正に伴い、当然必要とされる基準の整理によるため。 | 平成27年4月8日 |
| 9 | 静岡市立保育所条例施行規則を廃止する規則 | こども園課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第6号に該当 | 静岡市立保育所条例の廃止に伴い当然必要とされる施行規則の廃止であるため。 | 平成27年4月8日 |
| 10 | 静岡市保育等の実施に関する規則を廃止する規則 | こども園課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第6号に該当 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い当然必要とされる廃止であるため。 | 平成27年4月8日 |

| No. | 規則等の題名 | 担当課 | 適用除外規定 | 理由 | 公布日等 |
|-----|---|------------------------------|-------------------------------|---|-------------|
| 11 | 薬局並びに医薬品販売業等の許可に関する基準 | 生活衛生課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第1号に該当 | 厚生労働省令第80号が平成27年4月1日に公布されたところ、同省令の施行日が同一であることから、薬局並びに医薬品販売等の許可に関する基準を同日付けで定める必要があったため。 | 平成27年4月10日 |
| 12 | 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則の一部を改正する規則 | 産業振興課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当 | 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部改正に伴い当然必要とされる規定及び様式の整理等に該当するため。 | 平成27年4月10日 |
| 13 | 生活困窮者住居確保給付金の申請に対する処分の審査基準 | 葵生活支援課 清水生活支援課 駿河生活支援課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第1号に該当 | 生活困窮者住居確保給付金の申請に対する処分の審査基準を定めるにあたり、参考とすべき技術的助言である「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について(通知)」が平成27年3月27日付けで発出された。平成27年4月1日の施行までに審査基準を定めておく必要があるものの、意見公募を行う期間を確保することができなかったため。 | 平成27年4月28日 |
| 14 | 静岡市建設工事施行規則の一部を改正する規則 | 契約課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当 | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであるため。 | 平成27年5月25日 |
| 15 | 静岡市契約規則の一部を改正する規則 | 契約課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当 | 地方自治法施行令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであるため。 | 平成27年5月25日 |
| 16 | 静岡市高度地区における許可による特例に係る手続に関する規則の一部を改正する規則 | 都市計画課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当 | 法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理 | 平成27年6月3日 |
| 17 | 静岡市社会福祉法施行細則の一部改正 | 福祉総務課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当 | 平成27年4月1日施行された社会福祉法一部改正により、社会福祉法第2条第3項に規定されている第2種社会福祉事業が新たに5事業追加された。静岡市社会福祉法施行細則第7条様式第6号に、社会福祉法に対応した社会福祉事業を列記しており、今回の法改正により追加された5事業も当該様式中に追加及び事業名の修正を必要とするため、当該施行細則の一部改正を行った。 | 平成27年7月6日 |
| 18 | 静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則 | 生活衛生課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号及び第4条各号に該当 | 医療法の改正に伴い当然必要とされる規定の整理及び様式、用語の整理であるため。 | 平成27年10月9日 |
| 19 | 静岡音楽館条例施行規則の一部を改正する規則 | 文化振興課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当 | 納付すべき金額について定める条例の改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他該当条例の施行に関し必要な事項を定める規則を定めようとするものであるため。 | 平成27年11月10日 |
| 20 | 静岡市勤労者福祉センター条例施行規則の一部改正 | 商業労政課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当 | 納付すべき金銭について定める条例の改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他該当条例の施行に関し必要な事項を定める規則を定めようとするものであるため。 | 平成27年11月18日 |
| 21 | 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則の一部を改正する規則 | 産業振興課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当 | 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部改正に伴い当然必要とされる規定及び様式の整理等に該当するため。 | 平成27年11月27日 |
| 22 | 静岡市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則 | スポーツ振興課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当 | 静岡市教育委員会の所管に係る静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則(平成22年静岡市教育委員会規則第1号)の廃止に伴う所要の改正をするものであったため。 | 平成28年1月6日 |

| No. | 規則等の題名 | 担当課 | 適用除外規定 | 理由 | 公布日等 |
|-----|----------------------------------|---------|------------------------|--|------------|
| 23 | 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部改正 | 保険年金管理課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当 | 国民健康保険法施行規則の一部改正に伴い規定の整理を行うものであるため。 | 平成28年1月14日 |
| 24 | 静岡市総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則 | スポーツ振興課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当 | 納付すべき金銭について定める条例の改正により必要となる該当金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他該当条例の施行に関し必要な事項を定める規則を定めようとするものであるため。 | 平成28年1月21日 |
| 25 | 静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則 | スポーツ振興課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当 | 納付すべき金銭について定める条例の改正により必要となる該当金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他該当条例の施行に関し必要な事項を定める規則を定めようとするものであるため。 | 平成28年1月21日 |
| 26 | 静岡市城北運動場条例施行規則の一部を改正する規則 | スポーツ振興課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当 | 納付すべき金銭について定める条例の改正により必要となる該当金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他該当条例の施行に関し必要な事項を定める規則を定めようとするものであるため。 | 平成28年1月21日 |
| 27 | 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則の一部を改正する規則 | スポーツ振興課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当 | 納付すべき金銭について定める条例の改正により必要となる該当金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他該当条例の施行に関し必要な事項を定める規則を定めようとするものであるため。 | 平成28年1月21日 |
| 28 | 静岡市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則 | スポーツ振興課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当 | 納付すべき金銭について定める条例の改正により必要となる該当金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他該当条例の施行に関し必要な事項を定める規則を定めようとするものであるため。 | 平成28年1月21日 |
| 29 | 静岡市清水庵原球場条例施行規則の一部を改正する規則 | スポーツ振興課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当 | 納付すべき金銭について定める条例の改正により必要となる該当金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他該当条例の施行に関し必要な事項を定める規則を定めようとするものであるため。 | 平成28年1月21日 |
| 30 | 静岡市ふれあい健康増進館条例施行規則の一部を改正する規則 | スポーツ振興課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当 | 納付すべき金銭について定める条例の改正により必要となる該当金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他該当条例の施行に関し必要な事項を定める規則を定めようとするものであるため。 | 平成28年1月21日 |
| 31 | 静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則 | スポーツ振興課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当 | 納付すべき金銭について定める条例の改正により必要となる該当金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他該当条例の施行に関し必要な事項を定める規則を定めようとするものであるため。 | 平成28年1月21日 |
| 32 | 静岡市東海道広重美術館条例施行規則の一部改正 | 観光交流課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当 | 指定管理における利用料金併用制の導入に伴い、静岡市東海道広重美術館条例の一部改正を行うにあたって、当該条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めたため。 | 平成28年2月29日 |
| 33 | 静岡市老人福祉センター条例施行規則の一部改正 | 高齢者福祉課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当 | 静岡市老人福祉センター条例の一部改正に伴い必要となる規定の整理であるため。 | 平成28年2月29日 |
| 34 | 静岡市世代間交流センター条例施行規則の一部改正 | 高齢者福祉課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当 | 静岡市世代間交流センター条例の一部改正に伴い必要となる規定の整理であるため。 | 平成28年2月29日 |

| No. | 規則等の題名 | 担当課 | 適用除外規定 | 理由 | 公布日等 |
|-----|--|---------|-------------------------------|---|------------|
| 35 | 静岡市環境影響評価条例施行規則の一部改正 | 環境創造課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項5号及び第7号に該当 | (1)静岡市環境影響評価条例の一部改正に伴い、規定の準用について必要な技術的読替えを定めるもの (2)意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であるため | 平成28年3月1日 |
| 36 | 静岡市老人ホーム入所措置事務取扱要綱の一部改正 | 高齢者福祉課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当 | 介護保険法(平成9年法第123号)の一部改正による引用条項の繰下げに伴う形式的な変更であるため。 | 平成28年3月16日 |
| 37 | 静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正 | 情報管理課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当 | 他の法令の規定改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更のため。 | 平成28年3月18日 |
| 38 | 静岡市理容師法施行細則の一部を改正する規則 | 生活衛生課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号及び第4条各号に該当 | 理容師法施行規則及び美容法施行規則の改正に伴い当然必要とされる規定の整理及び様式、用語の整理であるため。 | 平成28年3月22日 |
| 39 | 静岡市美容師法施行細則の一部を改正する規則 | 生活衛生課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号及び第4条各号に該当 | 理容師法施行規則及び美容法施行規則の改正に伴い当然必要とされる規定の整理及び様式、用語の整理であるため。 | 平成28年3月22日 |
| 40 | 静岡市博物館条例施行規則の一部改正 | 文化財課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当 | 静岡市立登呂博物館と静岡市芹沢銚介美術館の観覧について定める静岡市博物館条例について、両館の共通観覧を新たに定める同条例の一部改正にあたり、当然必要となる観覧券の様式を定める改正であるため。 | 平成28年3月25日 |
| 41 | 静岡市農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 | 農業政策課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当 | 農業協同組合法の改正に伴い当然必要とされる規定等の整理を行う規則を定めるものであるため。 | 平成28年3月31日 |
| 42 | 静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則 | 政策法務課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当 | 改正行政不服審査法の施行及び静岡市税条例の一部改正に伴い、当然必要となる規定の整備を行うものであるため。 | 平成28年3月31日 |
| 43 | 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 | 政策法務課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当 | 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、当然必要な用語及び条項ずれの整理並びに所要の規定の整備を行うものであるため。 | 平成28年3月31日 |
| 44 | 静岡市清水農村環境改善センター条例施行規則を廃止する規則 | 中山間地振興課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第6号 | 静岡市清水農村環境改善センター条例の廃止に伴い、当然必要とされる規則の整理であるため。 | 平成28年3月31日 |
| 45 | 静岡市児童手当法施行細則の一部を改正する規則 | 子ども家庭課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号 | 平成24年度の児童手当法改正に伴う条ずれの整理、廃止等の軽微な変更による改正のため。 | 平成28年3月31日 |
| 46 | 静岡市清水三保海の家条例施行規則を廃止する規則 | 観光交流課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第6号 | 静岡市清水三保の家条例の廃止に伴い、当然必要とされる規則の廃止であるため。 | 平成28年3月31日 |
| 47 | 静岡市クリエイター支援センター条例施行規則の一部を改正する規則 | 産業政策課 | 静岡市行政手続条例第37条第4項第7号 | 静岡市クリエイター支援センター条例の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理及びその他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であるため。 | 平成28年3月31日 |